

# 定 款

株式会社 ミツバ

株式会社 ミツバ 定 款  
(2024年6月28日改正)

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は株式会社ミツバと称する。

2. 英文ではMITSUBA Corporationと表示する。

(目 的)

第2条 当会社は次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 小型電気機器及び電気通信機器並びにその部品の製造販売及び修理
- (2) 電子応用機器、各種制御機器及びその他の機械器具、装置並びにその関連部品の製造販売及び修理
- (3) 自動車部品並びに用品の開発及び販売
- (4) 合成樹脂成形加工及び販売
- (5) 電気通信事業法に基づく付加価値通信網サービス、情報処理サービス並びにコンピュータのハードウェア及びソフトウェアの開発、製造、売買及び賃貸
- (6) 情報処理技術者要員の教育、訓練、指導及び派遣
- (7) 情報処理システムの導入及び運用に関するコンサルティング並びに保守及び運用管理
- (8) 一般区域貨物自動車運送及び自動車運送取扱並びに倉庫業
- (9) 電気工事業
- (10) 土木建築工事業並びに建設機械賃貸及び仲介
- (11) 不動産並びに設備機具、治具、工具、車両等の売買、賃貸、仲介及び管理
- (12) 自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業及び損害保険代理業
- (13) 化学分析その他各種分析、測定、開発、評価及び研究の受託並びにこれらに関するコンサルティング
- (14) 経理事務及び給与計算受託代行業務、社員寮等厚生施設の管理受託業務、各種企業の職業適性並びに能力開発及び業務研修の請負
- (15) ファクタリング業務、金銭の貸付け等の金融業務、集金代行業務、有価証券の売買及び保有に関する業務
- (16) 工業所有権及びノウハウの売買、実施許諾、技術情報及び法規情報の調査及びコンサルティング
- (17) 求人並びに採用及び労務に関するコンサルティング業務
- (18) 企業に対する経営の判断及び総合指導
- (19) 企業活動に伴う広報業務の受託
- (20) 医療用機器の製造及び販売
- (21) 労働者派遣事業
- (22) 発電事業及びその管理・運営並びに売電に関する事業
- (23) 農業及び農業関連事業
- (24) 前各号に附帯又は関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は本店を群馬県桐生市に置く。

(公告方法)

第4条 当会社の公告方法は、電子公告とする。

但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることが出来ない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

(発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は1億5千万株とする。

当会社の発行可能種類株式総数は、各種類の株式に応じてそれぞれ次のとおりとする。

普通株式	1億5千万株
D種種類株式	200株

(単元株式数)

第6条 当会社の普通株式の単元株式数は100株とし、D種種類株式の単元株式数は1株とする。

(単元未満株式についての権利)

第7条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することが出来ない。

①会社法第189条第2項各号に掲げる権利

②会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

③株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

④次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の売渡請求)

第8条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと（以下、「買増し」という。）を当会社に請求することが出来る。

(株式取扱規程)

第9条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式又は新株予約権に関する事項は、法令又は本定款に定めるもの他、取締役会の定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

(基準日)

第11条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することが出来る株主とする。

2. 前項の他、必要ある場合は、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利行使することが出来る株主又は登録株式質権者とすることが出来る。

第2章の2 D種種類株式

(D種優先配当金)

第11条の2 当会社は、第40条第2項の規定に従い、剰余金の期末配当を行うときは、当該期末配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたD種種類株式を有する株主（以下、「D種種類株主」という。）又はD種種類株式の登録株式質権者（以下、「D種種類株式登録質権者」といい、D種種類株主と併せて「D種種類株主等」という。）に対し、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下、「普通株式登録質権者」といい、普通株主と併せて「普通株主等」という。）に先立ち、D種優先配当金として、D種種類株式1株につき、D種種類株式の払込金額及び前事業年度に係る期末配当後の未払D種優先配当金（次項において定義される。）（もしあれば）の合計額に年率7.8%を乗じて算出した金額について、当該期末配当の基準日の属する

事業年度の初日（ただし、当該剰余金の配当の基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合は、払込期日とする。）（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額（以下、「D種優先配当金額」という。）を支払う（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。）。ただし、当該期末配当の基準日の属する事業年度において、第11条の3に定めるD種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額を支払うものとする。また、当該期末配当の基準日から当該期末配当が行われる日までの間に、当会社がD種種類株式を取得した場合、当該D種種類株式につき当該基準日に係る期末配当を行うことを要しない。

2.ある事業年度において、D種種類株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の総額が、当該事業年度の末日を基準日として計算した場合のD種優先配当金額に達しないときは、その不足額（以下、「未払D種優先配当金」という。）は翌事業年度以降に累積する。

3.当会社は、D種種類株主等に対して、D種優先配当金の合計額を超えて剰余金の配当は行わない。

#### （D種期中優先配当金）

第11条の3 当会社は、第40条第2項及び第3項の規定に従い、事業年度末日以外の日を基準日（以下、「期中配当基準日」という。）とする剰余金の配当（以下、「期中配当」という。）を行うときは、当該期中配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたD種種類株主等に対して、普通株主等に先立ち、D種種類株式1株につき、D種種類株式の払込金額及び前事業年度に係る期末配当後の未払D種優先配当金（もしあれば）の合計額に年率7.8%を乗じて算出した金額について、当該期中配当基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該期中配当基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合は、払込期日）（同日を含む。）から当該期中配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、365日で除した金額（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。）の金額による剰余金の配当（以下、「D種期中優先配当金」という。）を支払う。ただし、当該期中配当基準日の属する事業年度において、当該期中配当までの間に、本条に定めるD種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。また、当該期中配当基準日から当該期中配当が行われる日までの間に、当会社がD種種類株式を取得した場合、当該D種種類株式につき当該期中配当基準日に係る期中配当を行うことを要しない。

#### （残余財産の分配）

第11条の4 当会社は、残余財産を分配するときは、D種種類株主等に対して、普通株主等に先立って、D種種類株式1株当たり、次条第2項に定める基本償還価額相当額から、控除価額相当額を控除した金額（ただし、基本償還価額相当額及び控除価額相当額は、基本償還価額算式及び控除価額算式における「D種償還請求日」を「残余財産分配日」（残余財産の分配が行われる日をいう。以下同じ。）と、「償還請求前支払済D種優先配当金」を「解散前支払済D種優先配当金」（残余財産分配日までの間に支払われたD種優先配当金（残余財産分配日までの間に支払われたD種期中優先配当金を含む。）の支払金額をいう。）と読み替えて算出される。）を支払う。なお、解散前支払済D種優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、解散前支払済D種優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を基本償還価額相当額から控除する。

2.D種種類株主等に対しては、前項のほか残余財産の分配は行わない。

#### （金銭を対価とする取得請求権）

第11条の5 D種種類株主は、いつでも、当会社に対し、会社法第461条第2項所定の分配

可能額を取得の上限として、法令上可能な範囲で、D種種類株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求すること（以下、「D種償還請求」という。）ができる。当会社は、かかる請求（以下、「D種償還請求がなされた日を「D種償還請求日」という。）がなされた場合には、法令の定めに従い取得手続を行うものとする。なお、D種償還請求日における分配可能額を超えて償還請求が行われ、請求のあったD種種類株式の一部のみしか取得できないときは、比例按分、抽選その他取締役会の定める合理的な方法により取得株式数を決定する。

2.D種種類株式1株当たりの取得価額は、基本償還価額から、控除価額を控除して算定するものとし、これらの価額は、以下の算式によって算定される。ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。なお、以下の算式に定める償還請求前支払済D種優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、償還請求前支払済D種優先配当金のそれぞれにつき控除価額を計算し、その合計額を基本償還価額から控除する。

#### （基本償還価額算式）

$$\text{基本償還価額} = 50,000,000 \text{ 円} \times (1+0.078)^{\frac{m+n}{365}}$$

払込期日（同日を含む。）からD種償還請求日（同日を含む。）までの期間に属する日の日数を「m年とn日」とし、「 $m+n/365$ 」は「 $(1+0.078)$ 」の指数を表す。

#### （控除価額算式）

$$\text{控除価額} = \text{償還請求前支払済D種優先配当金} \times (1+0.078)^{\frac{x+y}{365}}$$

「償還請求前支払済D種優先配当金」とは、払込期日以降に支払われたD種優先配当金（D種償還請求日までの間に支払われたD種期中優先配当金を含む。）の支払金額とする。

償還請求前支払済D種優先配当金の支払日（同日を含む。）からD種償還請求日（同日を含む。）までの期間に属する日の日数を「x年とy日」とし、「 $x+y/365$ 」は「 $(1+0.078)$ 」の指数を表す。

3.本条第1項に基づくD種償還請求の効力は、D種種類株式に係る償還請求書が当会社本店に到着したときに発生する。

#### （金銭を対価とする取得条項）

第11条の6 当会社は、いつでも、当会社の取締役会決議に基づき別に定める日（以下、「D種強制償還日」という。）の到来をもって、D種種類株主等の意思にかかわらず、D種種類株式の全部又は一部を、分配可能額を取得の上限として、金銭と引換えに取得することができる。D種種類株式の一部を取得するときは、比例按分、抽選その他取締役会決議に基づき定める合理的な方法により取得株式数を決定する。D種種類株式1株当たりの取得価額は、前条第2項に定める基本償還価額相当額から、控除価額相当額を控除した金額（ただし、基本償還価額相当額及び控除価額相当額は、基本償還価額算式及び控除価額算式における「D種償還請求日」を「D種強制償還日」と、「償還請求前支払済D種優先配当金」を「強制償還前支払済D種優先配当金」（D種強制償還日までの間に支払われたD種優先配当金（D種強制償還日までの間に支払われたD種期中優先配当金を含む。）の支払金額をいう。）と読み替えて算出される。）とする。なお、強制償還前支払済D種優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、強制償還前支払済D種優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を基本償還価額相当額から控除する。

#### （普通株式を対価とする取得請求権）

第11条の7 D種種類株主は、いつでも、法令上可能な範囲内で、本条所定の条件に従って、当会社に対し、その有するD種種類株式の全部又は一部を取得するのと引換えに普通株式を交付することを請求すること（以下、「D種転換請求」といい、D種転換請求

がなされた日を「D種転換請求日」という。)ができる。

2. 本条に基づき、当会社がD種種類株主に対し対価として交付する普通株式の数は、以下に定める算定方法により算出する。ただし、小数点以下の切り捨ては最後に行い、D種種類株主に対して交付することとなる普通株式の数に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、金銭による調整は行わない。

#### (交付株式数算式)

D種種類株式の取得と引換えに交付する当会社の普通株式の数

= D種種類株主が取得を請求したD種種類株式の数×第11条の5第2項に定める基本償還価額相当額から、控除価額相当額を控除した金額(ただし、基本償還価額相当額及び控除価額相当額は、基本償還価額算式及び控除価額算式における「D種償還請求日」を「D種転換請求日」と、「償還請求前支払済D種優先配当金」を「転換請求前支払済D種優先配当金」(D種転換請求日までの間に支払われたD種優先配当金(D種転換請求日までの間に支払われたD種優先期中配当金D種を含む。)の支払金額をいう。)と読み替えて算出される。)÷転換価額

#### 転換価額

##### イ 初当転換価額

当初転換価額は、1,344円とする。

##### ロ 転換価額の修正

転換価額は、2024年12月末日以降の毎年6月末日及び12月末日(以下本条において、個別に又は総称して「転換価額修正日」という。)に、転換価額修正日における時価の95%に相当する金額(以下、本条において「修正後転換価額」という。)に修正されるものとする。ただし、修正後転換価額が708円(以下、本条において「下限転換価額」という。)を下回るときは、修正後転換価額は下限転換価額とする。なお、転換価額が、下記ハにより調整された場合には、下限転換価額についても同様の調整を行うものとする。

上記「時価」とは、当該転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所(以下、本条において「東証」という。)における普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。

##### ハ 転換価額の調整

(a) 当会社は、D種種類株式の発行後、下記(b)に掲げる各事由により普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、本条において「転換価額調整式」という。)をもって転換価額(上記ロに基づく修正後の転換価額を含む。)を調整する。

#### 調整後転換価額

= 調整前転換価額 × (既発行普通株式数 + ((交付普通株式数 × 1株当たりの払込金額) ÷ 時価)) ÷ (既発行普通株式数 + 交付普通株式数)

転換価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、普通株主に下記(b)(i)ないし(iv)の各取引に係る基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における、当会社の發

行済普通株式数から当該日における当会社の有する普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に下記(b)又は(d)に基づき交付普通株式数とみなされた普通株式のうち未だ交付されていない普通株式の数を加えた数とする。

転換価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、普通株式の株式分割が行われる場合には、株式分割により増加する普通株式数(基準日における当会社の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。)とし、普通株式の併合が行われる場合には、株式の併合により減少する普通株式数(効力発生日における当会社の有する普通株式に関して減少した普通株式数を含まない。)を負の値で表示して使用するものとする。

転換価額調整式で使用する「1株当たりの払込金額」は、下記(b)(i)の場合は当該払込金額(金銭以外の財産を出資の目的とする場合には適正な評価額、無償割当ての場合は0円とする。)、下記(b)(ii)及び(iv)の場合は0円とし、下記(b)(iii)の場合は取得請求権付株式等(下記(b)(iii)に定義する。)の交付に際して払込みその他の対価関係にある支払がなされた額(時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得、転換、交換又は行使に際して取得請求権付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額(下記(b)(iii)において「対価」という。)とする。

(b) 転換価額調整式によりD種種類株式の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(i) 下記(c)(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合(無償割当ての場合を含む。)(ただし、当会社の交付した取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本ハにおいて同じ。)の取得と引換えに交付する場合又は普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本ハにおいて同じ。)その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使により交付する場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(ii) 普通株式の株式分割をする場合

調整後の転換価額は、普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

(iii) 取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権であって、その取得と引換えに下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式を交付する定めがあるものを交付する場合(無償割当ての場合を含む。)、又は下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利を交付する場合(無償割当ての場合を含む。)

調整後の転換価額は、交付される取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権、又は新株予約権その他の証券若しくは権利(以下、「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、交付される日又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、普通株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかるわらず、取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点での

付されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

(iv) 普通株式の併合をする場合

調整後の転換価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。

(c) (i) 転換価額調整式の計算については、円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

(ii) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東証における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。

(d) 上記(b)に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合に該当すると当会社取締役会が合理的に判断するときには、当会社は、必要な転換価額の調整を行う。

(i) 当会社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために転換価額の調整を必要とするとき。

(ii) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(iii) その他当会社の発行済普通株式の株式数の変更又は変更の可能性の生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

(e) 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満の場合は、転換価額の調整は行わないものとする。ただし、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。

(f) 上記(a)ないし(e)により転換価額の調整を行うときは、当会社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前転換価額、調整後転換価額及びその適用の日その他必要な事項を株主名簿に記載された各D種種類株主に通知する。ただし、その適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

3. 転換請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

4. 本条第1項に基づくD種転換請求の効力は、D種種類株式に係る転換請求書が前項に記載する転換請求受付場所に到着したときに発生する。

(議決権)

第11条の8 D種種類株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(株式の併合又は分割等)

第11条の9 法令に別段の定めがある場合を除き、D種種類株式について株式の併合又は分割は行わない。D種種類株主には、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与える、株式又は新株予約権の無償割当てを行わない。

### 第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要に応じて隨時これを招集する。

(電子提供措置等)

第13条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことが出来る。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議により会長又は社長がこれを招集し、その議長となる。

2. 会長及び社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することが出来る株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主又はその法定代理人は、代理人をもってその議決権を行使することが出来る。但し、代理人は議決権を有する株主1名に限る。この場合、株主又は代理人は代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(種類株主総会)

第16条の2 第11条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。

2. 第12条、第13条、第14条及び第16条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。

3. 第15条の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。

### 第4章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第17条 当会社は取締役会を置く。

(員数)

第18条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は8名以内とする。

(選任)

第19条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議において選任する。

2. 法令又は本定款に定める監査等委員の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会においてあらかじめ監査等委員の補欠者（以下、「補欠者」という。）を選任することが出来る。

3. 前二項の選任決議は、議決権を行使することが出来る株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

4. 補欠者の選任の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

5. 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。

(任期)

第20条 取締役（監査等委員を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

3. 任期の満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。

#### （代表取締役、役付取締役、相談役及び顧問）

第21条 取締役会は、その決議により、取締役（監査等委員を除く。）の中から代表取締役を選定する。

2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

3. 取締役会の決議により、取締役（監査等委員を除く。）の中から会長、社長及び副社長各1名、専務取締役及び常務取締役各若干名を置くことが出来る。

4. 取締役会の決議により、相談役及び顧問を置くことが出来る。

#### （取締役会の招集権者及び議長）

第22条 取締役会は法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議により会長又は社長がこれを招集し、その議長となる。

2. 会長及び社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

3. 前二項にかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することが出来る。

#### （取締役会の招集通知）

第23条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までにこれを発するものとする。

但し、緊急の場合にはこの期間を短縮することが出来る。

2. 取締役会は、取締役全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ないで開催することが出来る。

#### （取締役会の決議の方法）

第24条 取締役会の決議は、議決に加わることが出来る取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもってこれを行う。

2. 当会社は、取締役会の決議事項について取締役の全員（当該決議事項の議決に加わることが出来る者に限る。）が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした場合は当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。

#### （取締役への重要な業務執行の決定の委任）

第25条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することが出来る。

#### （取締役会規程）

第26条 取締役会に関する事項については、法令又は本定款に定めるものの他、取締役会において定める取締役会規程による。

#### （報酬等）

第27条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。

#### （責任免除）

第28条 当会社は、取締役会の決議により、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することが出来る。

2. 当会社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することが出来る。

但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

## 第5章 執行役員

#### （選任）

第29条 当会社は取締役会の決議により執行役員を置き、当会社の業務執行にあたらせることが出来る。

2. 執行役員に関する取決めについては、執行役員規定による。

## 第6章 監査等委員会

#### （監査等委員会の設置）

第30条 当会社は監査等委員会を置く。

#### （常勤の監査等委員）

第31条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することが出来る。

#### （監査等委員会の招集通知）

第32条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発するものとする。

但し、緊急の場合にはこの期間を短縮することが出来る。

2. 監査等委員全員の同意があるときは招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することが出来る。

#### （監査等委員会の決議の方法）

第33条 当会社の監査等委員会の決議は、議決に加わることが出来る監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

#### （監査等委員会規定）

第34条 当会社の監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款の他、監査等委員会において定める監査等委員会規定による。

## 第7章 会計監査人

#### （会計監査人の設置）

第35条 当会社は会計監査人を置く。

#### （会計監査人の選任）

第36条 会計監査人は、株主総会の決議により選任する。

#### （任期）

第37条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかった場合は、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

#### （報酬等）

第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得てこれを定める。

## 第8章 計 算

#### （事業年度）

第39条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

#### （剰余金の配当等）

- 第 40 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。
2. 当会社は、毎年 3 月 31 日及び 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当をすることが出来る。
  3. 前二項のほか、当会社は、基準日を定めて当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して剰余金の配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

- 第 41 条 配当金が、支払開始の日から満 3 カ年を経過しても受領されない場合は、当会社はその支払義務を免れるものとする。
2. 未払の配当金には利息を付さないものとする。

附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

1. 当会社は、第 71 回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することが出来る。
2. 第 71 回定時株主総会前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 38 条 2 項の定めるところによる。